

抵抗を制度化する

—北海道・伊達の経験から考える—

●越田清和（さっぽろ自由学校「遊」）

はじめに

1970年代の前半、伊達という町に火力発電所を建設する計画が持ち上がり、その是非をめぐる、大げさに言えば北海道中が大きく揺れたことがあった。その経験を、いろいろな人から聞き書きするのが、この調査の目的である。

なぜ30年も前の、ほとんどの人が忘れたようなことを記録しようと考えたのか、これを説明するのはいささか難しい。

北海道電力という企業と北海道が一体となって建設をすすめる発電所に対して、伊達に住む人びとが粘り強く反対し、「環境権」という新しい権利を正面に掲げて訴訟を起した伊達の火力発電所建設反対運動は、北海道のみならず全国に大きな影響を与えた。

この戦いの中で生まれた行動やことば、心情をできるだけ記録し、多くの人と分かち合うことは、民衆の思想を豊かなものにつなげる、と私は考えている。知識人やジャーナリストなど文章を書くことに苦痛を感じず、その時間があるような人たちだけに「思想」をみるのではなく、社会に根ざし、私たちの心にふれるような考え方や言葉、生き方から、多様な思想を学ぶ必要がある。

もう一つ私が重視したいのは、1970年代に、日本各地に広がった住民運動を、開発最優先・開発による経済成長最優先の動きに対する抵抗の試みと考える視点

である。これは、大手を振って暴走する経済のグローバル化に抵抗する拠点として、地域における政治と経済を見直そうという「地域ガバナンス」の考えにつながる。住民運動の中で生まれた思想や実践が、運動が「下火」になった地域で、どう継承され、地域の政治や経済、文化に影響しているのかを「地域ガバナンス」という視点から見直してみたい。

1. 伊達市における火力発電所反対のたかい

伊達市は札幌からJR特急で約2時間かかる、噴火湾に面した農業と漁業の町である。「伊達」という名前が示すように、仙台藩の支藩亙理藩主の伊達邦茂が家臣を引きつれて移住してつくった町である。

しかし、もちろん日本人がやってくる以前から、伊達市西部の有珠（ウシヨロ：入り江・の内）には大きなアイヌ・コタンがあった。一八七八年に有珠を訪れた英国女性イサベラ・バードは「有珠は美と平和の夢の国である。（中略）いく人かのアイヌ人が海岸をぶらぶら歩いていたが、その温和な眼と憂いを湛えた顔、物静かな動作は、静かな夕暮れの景色によく似合っていた。寺から響いてくる鐘の音のこの世のものとも思えぬ美しさ—景色はこれだけであったが、それでも私が日本で見た最も美しい絵のような形式であった」と記している*1。

■越田清和（こしだ・きよかず）

1955年、札幌生まれ。1990年から1992年まで、フィリピンで先住民族の支援と調査を行なう。1993年から東京にあるNGOアジア太平洋資料センターで働き、その間の2000年から2002年まで東ティモールで緊急援助・復興支援活動に従事する。現在は札幌でさっぽろ自由学校「遊」やほっかいどうピースネットなどの活動を行なっている。社団法人市民社会総合研究所事務局長

主著 『ODAをどう変えるか』（共著、コモンズ、2002年）ほか。



●助成事業申請テーマ（個人調査研究）

伊達火力発電所反対運動の遺したもの

●助成金額

2003年度 30万円

伊達市長和地区に、北海道電力が発電所をつくろうとしているという話が住民の間に広がったのは、1970年1月に北海道電力が伊達町（当時）に重油火力発電所（25万キロワット1基）の建設の意向を打診してからのことだ*2。その直後の2月4日に、町議会の地域開発特別委員会が、横須賀や八戸の火力発電所を視察に行き、2月には町議会全員協議会が、全員一致で誘致を決めている。さらに2月末には、長和地区海域の漁業権を持つ伊達漁協の役員が東北電力仙台発電所と中部電力知多発電所の視察を行い、4月には漁協の基本的同意を取り付けている。同時に、北海道電力は地主への説明会も行ない、4月13日には地主全員の同意を得ている。このようにかなり早いペースで、発電所建設が決まっていた。

この動きに疑問の声があがったのは、1970年8月中旬のこと。7月に、北海道電力が当初の予定を大幅に変更して「35万キロワット2基」の建設を発表したからである。

北電の態度急変に疑問をもった正木洋（高校教員）が、同僚や近所の主婦、教え子などに約30人に呼びかけて「北電誘致に疑問を持つ会」を結成した。この会は、「脱イデオロギー、無党派無色、会の趣旨に賛同する人は手弁当で参加する。むずかしい規則もない。途中でやめたい人は自由に去っていい。スポンサーはいっさいつけない。車のある人は車を提供する」ということを原則としていた（北海道新聞1970年12月28日）。

「北電誘致に疑問を持つ会」の活動をきっかけに、伊達の人びとは火力発電所による公害問題に眼をむけ始まるようになった。12月に有珠漁協が「基本的に反対」を表明した。火力発電所の建設予定地は、有珠地区の東隣にある長和地区であった。しかも発電所用の埋立海域と温排水が流れ出る海は、有珠に住む漁民が長い間、入会して定置網や刺し網を行ってきた漁場である。その後、漁協組合員は発電所建設をめぐる意見が対立し、結局は賛成にまわる。しかし有珠漁民（その多くはアイヌ民族）の中には、最後まで、発電所建設に反対し続けた人も多い。

さらに胆振西部医師会も「誘致再考要望書」を提出し、その後、高教組伊達高校班、伊達医師会、壮瞥果樹組合、室蘭・伊達・有珠・虻田・豊浦の胆振五漁協

青年部などが「反対」を表明する。建設予定地の農民たちは「長和農業を守る会」をつくり、近隣の農民や市民が「館山下農業と健康を守る会」などをつくった。「反対」を掲げていないのは、「農民が反対するにあたり、いかに対外的に気を配っていたかを示している」*3。

このように、既存の政党や労働組合など「革新」団体のイニシアチブとは一線を画す、暮らしと自然を守る視点から考える人たちが広がったのである。それを支えたのは教員や医師、漁業協同組合の若いリーダーなどであった。

こうした反対運動の広がりにもかかわらず、1972年6月、伊達市は北電と「公害防止協定」を結び、発電所建設が現実化する。そこで住民たちは、札幌地方裁判所に「火力発電所建設差し止め請求」（原告56名）を提訴する。「われわれは、健康で快適な生活を維持するに足る良好な環境を享受する権利をもつ。この環境権は、憲法13条の幸福追求権、憲法35条の生存権に基礎を置く基本的人権である」ことを訴えた「環境権裁判」である。

この裁判の意義について、反対運動の中心にいた斎藤稔さんはこう語った。

「一部の市民や商工会議所は、北海道電力が建設する発電所を誘致して伊達の工業化を進めていくことを計画した。それに対して私たちは、農家や漁民など第一次産業を主体にして伊達を発展させようと考えていた」（2002年8月9日）

しかし、1973年6月14日、北海道電力は機動隊500人を動員して工事を強行した。発電所本体の建設が始まり、反対運動の焦点は、重油を輸送するためのパイプライン建設反対に移っていく。そして1978年11月、発電所は本操業を開始する。10年近く続いた「環境権裁判」も1980年10月に、原告側の全面敗訴で終わる。

2. 環境権制定条例へ

伊達の反対運動のユニークなところは、発電所が建設され、裁判に負けても、自分たちの住む町で環境権を確立するという運動を続けたことにある。斎藤さんは、こう話している。

「伊達市の環境基本条例に環境権を入れたことで何

*1 イザベラ・バード『日本奥地紀行』（東洋文庫、1973年）345ページ

*2 伊達火力発電所建設反対運動については、斎藤稔編『伊達火力発電所反対闘争—住民は語った』（三一書房、1983年）が最も包括的な記録である。また生越忠氏が責任編集していた『開発と公害』にも多くの記録がある。この運動の全体資

料は、環境権裁判の弁護団や「伊達裁判に勝ってもらう会」の林善之氏が収集していたものが、現在、伊達市立図書館に移管されている。この論文で引用している資料は、ほとんどが伊達市立図書館に保管されているものである。

*3 前掲、『伊達火力発電所反対闘争—住民は語った』26ページ

かを獲得したのではないかなあ。『環境権裁判』に負けた後どういう運動にするか考えた時に、地元で環境権を確立しようという運動になった訳です。『環境権訴訟敗訴記念日』を10月14日とし、毎年集まっては環境権の話をしていました。」(2002年8月9日)

1997年7月に、環境条例や環境基本計画に市民の意見を反映させることを目的に、伊達市環境市民会議(市民メンバーは全員公募)が作られ、99年3月までに38回に及ぶ会議を開いた。議論の中心は、伊達市でいま環境がどこまで破壊され、どこまで保全されているかという具体的な分析、そして市民参加のシステムをどう保障するかという点だった。

こうして完成した「伊達市環境基本条例」は「市民は、健康で文化的な生活を営むため、環境に関する情報を知ること及び施策の策定などに当たって参加することを通じ、良好で快適な環境の恵みを受用する権利を有する」と、環境権を定義する。環境権裁判から30年経って、その地元で環境権と自然環境保全のための「事業者の責務」が、行政の中に位置づいたのである。

まとめ

このように、反対運動を「反対」に終わらせずに、「制度化」にまで進めた伊達市住民の力は、10年以上続いた火力発電所建設反対運動の中から生まれてきたものである。その特徴の一つは、24件という訴訟数に示されるように、徹底した裁判闘争であったこと。公害が出る前に建設を止めようという意思のあらわれである。とくに、大企業や権力が「上から」の権威に頼って進めてくる行動を住民の論理と視線から問いなおしていったことが、環境基本条例における徹底した住民参加、「事業者の責務」の明記につながっていった。

もう一つは、自分たちの手でしらべるという市民調査の経験である。行政が示す「客観的・科学的」なデータを、漁民や農民の毎日の体験をもとにした調査でくつがえし、「学者」のいうことを鵜呑みにしない態度が、環境基本条例制定にあたって、地元の環境問題を具体的に調べ、そこから条例をつくるという方法につながったのである。

伊達火力に関する年表

	住 民	北海道電力	行 政	支 援 者
1970年 1月	伊達地区労、条件付賛成	伊達町に重油火力発電所建設を説明(25万KW1基)		
1970年 3月			伊達町、北電に対し誘致申し入れ	
1970年 4月		伊達町に火発建設を決定。23日「覚書」を交換		
1970年 5月		「伊達発電所建設計画書」発表		
1970年 6月		地主の用地買収ほぼ終了		
1970年 7月	伊達漁協、北電と覚書締結			
1970年 8月	北電誘致に疑問を持つ会結成、有珠漁協青年部が絶対反対決議			
1970年 9月		計画変更(35万KW2基)		
1970年 11月	伊達青年会議所、地域開発につながる誘致に賛成			
1970年 12月	胆振西部医師会、伊達町に再考を要求。伊達商工会議所、火発の誘致に賛成			
1971年 1月	壮瞥果樹組合、反対決議、伊達地区労条件付賛成	現地に調査事務所を設置	伊達町「温排水についての講演会」を開催。1月17日北電へ三項目(大気汚染、温排水、事前調査)を要請し、条件が満たされるまでの着工延期を要求	
1971年 2月	「疑問を持つ会」、北電と討論会		壮瞥町、北電に三項目要請	
1971年 3月	「伊達から公害をなくす会」(北教組、高教組など)			
1971年 4月			「伊達火力建設に関する漁業影響環境調査委員会」発足(地元漁協、148海区、指導漁連、町など)	

	住 民	北海道電力	行 政	支援者
1971年 5月	伊達医師会、反対			
1971年 6月	「なくす会」町議会に中止請願書提出	最終計画発表（重油硫黄分を1.7%、煙突高さ200メートル、室蘭から地下埋設パイプライン敷設）	町議会、「なくす会」の請願を否決	
1971年 8月	地区労、誘致反対へ方針転換			
1971年12月	有珠漁協、建設絶対反対を決議、長和農業を守る会、館山下農業を守る会、発足、「伊達火力誘致に反対する町民会議」結成、初めてのデモ。有珠漁協、絶対反対決議			
1972年 1月	環境庁へ陳情		大石環境庁長官、伊達町の姿勢を批判	
1972年 3月	伊達火力反対住民集会			
1972年 5月	伊達漁協、漁業権一部放棄を決定（補償金4.7億）。長和農業を守る会など、堂垣内知事に建設反対要請			伊達火発反対花見総決起集会
1972年 7月	伊達火力建設差し止め訴訟請求を札幌地裁に提訴。伊達火力阻止住民集会		伊達市、北電と公害防止協定を締結。壮瞥町、洞爺村、豊浦町、防止協定締結	
1972年 8月	有珠漁協で条件派が役員の多数を占める		道議会公害対策特別委、伊達火力認可を強行採決。知事、電調審に意見書を提出	
1972年 9月	全国反火力住民大会、参加			伊達裁判に勝ってもらう会
1972年10月	伊達火力反対集会。衆院、聴聞会に産科（野呂、正木）。住民と海を守る会、発足。第1回公判		電源調整審議会、認可	伊達環境権訴訟を考える会（東京）。勝ってもらう会、地裁前泊まりこみ
1973年 1月	反火力住民集会。第二回公判		全ての法手続き終了（電気事業法41条許可）	
1973年 3月	有珠漁協総会流会（以後、4、5、7、9、12月と流会）。パイプライン研究会発足			
1973年 4月	現地阻止行動。反火力全道集会（全道労協の呼びかけ）	事実上の着工に突入		勝ってもらう会、北電本社前で抗議の座り込み
1973年 5月	反対派住民と北電の話し合い（以後伊達で3回、北電で1回）			
1973年 6月	強制着工に対する座り込み（逮捕者11名）	機動隊500人を繰り出して、強制着工（14日）		勝ってもらう会、ハンスト
1973年 7月	有珠漁民と北電との話し合い、行政訴訟提起	火力部長、強制着工について謝罪文		
1973年 8月	阻止行動で逮捕者、謝罪文事件で逮捕者			